(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員	処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他()
具体的な取組 内容	(賃金改善に関する規定内容) 令和3年7月および12月において、介護職員処遇改善加算の対象となりうる職員に対して、1人あたり平均100,000から300,000円を一時金として支給する。なおこの金額については、法定福利を含むものとする。
A 247 WHA 12 AND	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)
経験・技能のある介護職員の考え方	5特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ② 変更なし 当社において現にサブリーダー以上の役職についている介護福祉士の資格を有している介護職員及び、介護職員としての経験が2021年4月1日時点で10年以上且つ2021年4月1日時点で当社の職員である介護福祉士の資格を有している介護職員。なお、2021年1月に実施された介護福祉士国家試験に合格した者については、その資格証の写しを提出することで「経験・技能のある介護職員」に該当するものとする。
賃金改善を行 う職員の範囲	② (A)経験・技能のある介護職員□ (B)他の介護職員○ (C)その他の職種○ ((A)にチェック(♥)がない場合その理由)
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他
内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (内容を記載した文書を全職員に通知し同意を得る) (賃金改善に関する規定内容 ■ 経験・技能のある介護福祉士の中でも能力・責任が違うため該当する役職(役職が高いほど能力・責任が高いと解釈)によって支給金額に差を設ける。 ② 介護職員の中で最も高い役職である管理補佐の年収が4,500,000円以上となるように支給金額を設定。 ③ リーダー・サブリーダーの役職の者及び当社にて勤続10年以上の者へは管理補佐に支給する平均金額の75%の金額を支給 ④ 役職についていない介護務経験10年以上の者へは、取得した加算合計額より管理者補佐及びリーダー・サブリーダー、当社にて勤続10年以上の者へ支給する金額より 差別表、その金額を対象者の勤務な時間で除し、対象者個々の勤務時間を乗じた金額を支給する。 ⑤ 算出された金額の100の位以下については繰り上げる。
	 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (② 実施済 □ 予定)
ハ 各介護サ	ービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善 (1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載
独自の賃金改 善の具体的な 取組内容	
独自の賃金改 善額の算定根 拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ② 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャ	リア	プパス要件 I 次のイからハまて	きの	す~	べての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ② 該当 □ 非該当				
	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。									
	ローイに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。									
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。										
- !										
キャ	キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。 加算 I・II の場合は必ず「該当」 ② 該当 □ 非									
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的し、研修の実施又は研修の機会を確保している。										
			V			って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 〒う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること				
		イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック		1	職員の能力カテゴリ別に研修の 事評価を実施し各職員の能力値	幾会を設け、外部講師などによる研修を実施。また半年に1度人 を数値化する。				
		(✔)した上で、具体的な内容 を記載)		2	資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること				
		C 111 49X/	V		職員の能力カテゴリ別に研修の事評価を実施し各職員の能力値	幾会を設け、外部講師などによる研修を実施。また半年に1度人 を数値化する。				
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。									
キャ	・リフ	アパス要件Ⅲ 次のイとロ両方	iの	基準	些を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ② 該当 □ 非該当				
	イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定するを設けている。									
			7	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」なと	どに応じて昇給する仕組みを指す。				
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(✔) すること。)	7	2		・ 修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介 者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。				
			7	3	一定の基準に基づき定期に昇終 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	での結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価				
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。										

※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ② 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔) すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全でにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分		内容
	7	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	>	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	7	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	7	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	7	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	7	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	7	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	7	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	7	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	7	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員 への転換の制度等の整備
推進	>	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	>	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	7	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による 腰痛対策の実施
腰痛を含む心	>	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	7	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	>	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	>	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務改	7	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	7	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	>	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	>	ミーナイング 寺による職場内コミューケーンヨンの円宿化による個々の介護職員の気つさを踏まえた勤務環境ペクテ内谷の以 盖
やりがい・働き	7	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	>	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	7	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 **見える化要件について〈特定加算〉**※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) 実施している周知方法について、チェック(✔) すること。

ホームページ	7	「介護サービス情報公表システム」への掲載 / □ 掲載予定
への掲載	>	自社のホームページに掲載 / □ 掲載予定
その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / □ 掲載予定
による掲示等		その他() / □ 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

	確認項目	証明する資料の例
✓	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
~	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
>	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録記
7	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
V	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
V	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 8 日 法人名 株式会社 ほのぼの 代表者 職名 代表取締役 氏名 楠 玲子